

改ざん 自治体でも

不都合な記述 公文書から削除

- ・工事中止は指示していない。事故等起こさないように指導した。
- ・本件対応を 係長へ報告したところ、分かったと返事があった。
- ・その後、行為者には連絡していない。当時、 や の大きな申請案件の処理を優先させていた。
- ・砂防課には、H24.7.27(パトロール同行)以降、本件に関する報告等は行っていない。

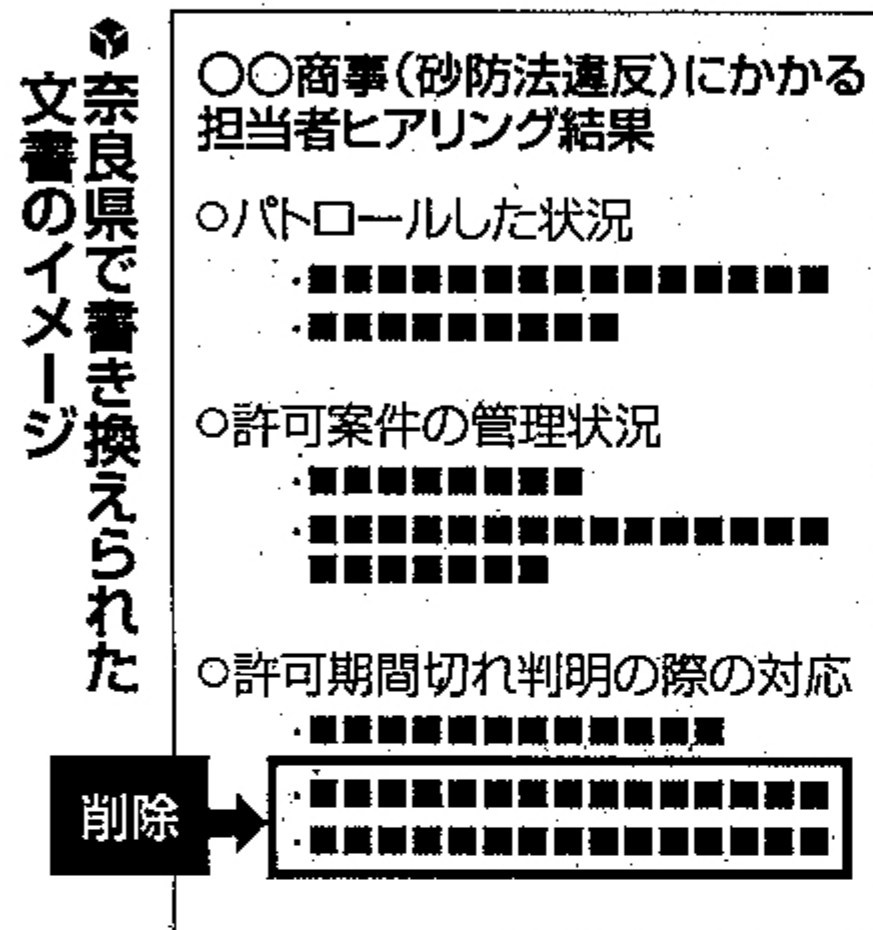
学校法人「森友学園」への国有地売却に関する決裁文書の扱いが問題になる中、自治体でも公文書の改ざんが発覚している。文書作成後、外部から公開を求められ、職員の不手際など不都合な記述を削除する手口だ。森友問題では、財務省の公文書に対する意識の低さが露呈したが、専門家は、自治体でも問題は深刻だと指摘する。

奈良県などで

幼稚な隠蔽体質

奈良県の業者への対応を巡り、文書から削除された内容(画像は一部修整しています)

業者の違法工事を知っていたのに職員が中止を指示しなかった。奈良県で2月、そんな県の不手際を示す内容が、行政文書から消されていたことが明らかになった。問題の文書は、土砂を無許可で掘削していた業者への対応の記録。2014年、



担当課の課長補佐が、過去の業者への指導について職員に聞き取り、文書を作成し、保管していた。

16年、県警が、県砂防条例違反容疑で捜査を始め、この業者に関する資料提出を県に要請。文書には、職員が無許可掘削を知った後も「工事中止は指示していない」「(他の)大きな申請案件の処理を優先させていた」と記されていた。しかし、課長補佐は上司と相談の上、その部分を削除して提出した。

県はその後、当時の文書について県議から情報公開請求され、削除済みを公開したが、県議は「元の文書があるはず」と主張。県情報公開審査会が今年2月8日、県に開示を求めた。

担当者は削除の理由を「個人的なメモで行政文書ではない」と説明。県は、職員の処分は考えていないとしているが、荒井正吾知事は「幼稚な隠蔽体質とも取られかねない。認識が低かった」と釈明した。同種の問題は他の自治体でも起きている。三重県では12年、国との協議文書が

改ざんされていたことが発覚。国に不正な補助金申請をしていることを隠す目的だったという。

今年20日、広島県で改ざんが明らかになったのは、住民男性の許認可の可否を巡る農林水産省との協議記

録だ。同省職員が「男性の言い分に分がある」「(男性に)県が反省した芝居を打つ」と話した内容が、男性からの公開請求に備え、削られた。県は20日、関与した職員2人を減給や戒告処分にした。

専門家「氷山の一角」

不都合でも公開を

奈良や広島で表面化したのは、内部告発などの情報提供があったためだ。外部からチェックするのは難しく、公文書管理に詳しい瀬畑源・長野県短大准教授は「発覚は氷山の一角ではない」と推測する。

11年施行の公文書管理法は、政策決定過程を検証できるように文書の作成・保存手続きを定めている。自治体には努力義務しか課されておらず、総務省によると、文書管理の条例を独自に制定しているのは京都府、16市区町にとどまる。

より低いのではないかと指摘する。公文書は職務上作成・取得し、組織的に用いて保管するものが対象になり、複数の職員に送られた電子メールなども含まれるとされる。しかし、全国市民オンブズマン連絡会議(名古屋市の)の昨年の調査では、こうしたメールが「公文書に該当する」と回答した自治体は3分の1で、理解にはらつきがあった。NPO法人「情報公開クリアリングハウス」の三木由希子理事長は「改ざんが問題になると、あえて文書に残さない方向に進むことも危惧される。都合の悪い情報もすべて保存、開示する姿勢を示すことが自治体の信頼向上につながるはずだ」と話している。